

令和6年度(2024年度)第4回熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会 議事録要旨

1 日 時 令和6年(2024年)12月25日(水)10時00分から12時00分まで

2 場 所 熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会室

3 出席者 環境影響評価技術指針等検討委員(6名)

篠原 亮太 委員

高宮 正之 委員

鳥居 修一 委員

柳田 紀代子 委員

井野 静 委員

笠原 玉青 委員

※ 以下の委員はオンライン参加(3名)

張 代洲 委員

川越 保徳 委員

青木 智佐 委員

事務局(7名)

戸澤 角充 環境推進部長

住谷 憲昭 環境政策課 課長

緒方 美治 環境政策課 副課長

西岡 良樹 環境保全班 主査

入江 恭平 環境保全班 主任技師

安永 那月 環境保全班 主任技師

田中 裕大 環境保全班 技師

株式会社エイト日本技術開発

4 欠席者 環境影響評価技術指針等検討委員(5名)

山内 勝也 委員

棕木 俊文 委員

鄭 一止 委員

飯野 直子 委員

鶴嶋 俊彦 委員

5 次第

(1) 開会

・事務局挨拶 ・配布資料の確認 ・定足数の確認

(2) 説明

条例素案のパブリックコメント結果とその対応について

(3) 議事

(仮称)熊本市環境影響評価技術指針に関する以下の事項

(1)対象事業ごとの参考項目について (2)環境影響評価の参考手法について

(3)ポジティブアセスメントについて

(4)閉会

6 配布資料

- 資料1 次第
- 資料2 委員名簿
- 資料3 座席表
- 資料4-1 (仮称)熊本市環境影響評価条例(素案)のパブリックコメント結果概要
- 資料4-2 パブリックコメントで提出されたご意見と本市の考え方
- 資料4-3 地下水涵養の取組とスクリーニング手続の統合について
- 資料5-1 対象事業ごとの参考項目について
- 資料5-2 対象事業ごとの参考項目について(別表第1～31)
- 資料6 環境影響評価の参考手法について
- 資料7 ポジティブアセスメントについて

7 議事録(要旨)

○ 開会

【事務局挨拶】

事務局 挨拶

【配布資料の確認】

事務局から説明

【定足数報告】

事務局 熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会の組織及び運営に関する要綱第6条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要であるが、本日は委員14名中9名の出席であるため、検討委員会開催の定足数を満たしていることを報告する。

○ 報告

【条例素案のパブリックコメント結果とその対応について】

篠原会長 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 資料4-1～4-3をもとに説明。

篠原会長 意見があればお願いしたい。特に意見がないようであれば、手続・規定の見直しをしたということで御了承いただけるか。事務局から何かコメントがあればどうぞ。

事務局 資料4-3の5ページを見ていただくと1番イメージしやすい。これまでの素案では、まず事業計画から配慮書手続への段階で、地下水の採取量と開発に伴い減少する涵養量を確保できていると市長が認めるときは配慮書以降の手續が省略されるとしていた。しかしながら、熊本県に先行してスクリーニングを導入することとしたため、2段目に記載しているように、事業計画から配慮書手續を行った上で、スクリーニングにおいて、実際の地下水の採取量、開発により減少する涵養量について環境影響評価審査会で審議し、専門家の御意見を踏まえて市長が判断するという手續に変更するものである。これにより、これまでの素案と比べて、市長の判断に専門家の意見が反映されることになる。実際、市長が判断する際には審査会の意見を聴取しなければならないという規定とも整合性がとれおり制度及び手續が一本化されるので、より事業者も市民も分かりやすくなるものと考えている。

篠原会長 配慮書以降全ての手續が不要となっていたものが、スクリーニングによってチェックする機会が増えて厳しくなっている。事業着手後に問題が起こったときに、地下水涵養の観点だけでアセス手續を省略するという判断をして良かったのかとなりかねなかったが、そういう問題がなくなつた。良い制度設計になったと思う。

川越委員 今の事務局の話はよく分かったが、パブリックコメントの意見を踏まえたものが事務局の提案となっているということでよろしいか。

事務局 御意見の内容としては、それぞれの手續が同じような手續であるためスクリーニングの方に合わせた制度にしてもらいたいというものだと認識しており、この御意見を参考に今回の提案をさせていただいた。

川越委員 それなら結構である。事務局の案は厳しくするという方向であるため、異論はない。

【対象事業ごとの参考項目について】

篠原会長 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 資料5-1、5-2をもとに説明。

篠原会長 意見があればお願いしたい。

高宮委員 4つの項目を追加するというのは理解できたが、緑は資料5-1の4ページで示されている熊本県の参考項目のうち、動物や植物、生態系、景観の一部にも関係していると思う。それらをどう分けるのか。また、18ページの表で、土壤に係る環境その他の環境の部分に緑や地域交通が入っているが、少なくとも緑は、動物、植物、生態系と重複するところがあると思う。その辺りはどう考えてい

るのか。

事務局 御指摘のとおり、緑は、動植物、特に植物に関する関連性が高いものの、他自治体も「その他の環境要素」として整理している事例がある。緑については、植物や生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、温室効果ガス等色々なことに関連する項目なので、「その他の環境要素」として位置付けている。

高宮委員 私の感覚では、例えば、4ページの参考項目の表では大気環境の中に大気質等とあるように、動物、植物、生態系、景観の所に緑というのを加えれば、それで済むのではないかと思っていたが、それが18ページの表だと土壤に係るところに入っているので違和感がある。その辺りを少し考えてもいいかと思うがいかがか。

篠原会長 私もそう思う。土壤に係る部分に位置付けることに違和感がある。もっと幅広く捉えた方が良いように感じるがいかがか。

事務局 この案で決定とは考えていないため、高宮委員や篠原会長からいただいた御意見を踏まえ、表記の方法と区分については改めて検討しお示しする。

井野委員 資料5-1の10ページの緑に関する、「緑の量」と「緑の質」について言葉の説明がある。この中に「緑の量」の中に緑被率が出てくるが、これはどういう感覚で書かれているのか。例えば、木本類をベースとした林での緑被率なのか、それとも芝張り、草本類のようなものと同じく、緑と考えているのか。例えば、緑被率は緑地が20%で、草本類の芝張り80%、合計100%で割合的に考えているのか、緑被率は何をもって位置付けをして、この言葉が出てきているのか伺いたい。都市化されたところや芝張りで木が全く植えられていない公園も緑地という表現をされることが多いため、この辺の言葉の位置付けはどう認識されているのか疑問がある。

事務局 緑被率だが、基本的に現地調査等で行う植生図によって決まる。都市部で新たに事業を行う場合、熊本市の緑化協議の基準では、草本類や単なる芝張りは緑化として認めないという基準があるので、芝張りのみで構成するのではなく、方法も含めて評価を行い、併せて質のチェックをすることを考へている。さいたま市と川崎市という限られた都市において参考項目として設定されているので詳細の事例は把握できていない。

井野委員 植生図というのは樹林の種類があつたり、草本類や芝の植生群落があつたりと色々と草本の群落がある。その中で木本からなる群落の単位の緑被を対象とし、公園化されたところでも芝張りは緑被率にカウントしないということなので、樹林を緑被率として意識されているということで良いか。

事務局 熊本市の緑化協議の基準ではそのようになっている。環境影響評価の手法と予測の手法は、緑化協議の対象になっているものプラスアルファになるので、これに確実に縛られる必要はないとは考えている。事業に合わせて、環境影響評価審査会で御意見いただければと思う。

井野委員 一概に緑被と言っても、例えば、渋谷の代々木公園など、森がある場所を見て、それを緑被率100%と捉えるのか、それとも芝張りはノーカウントと言われたが、芝が全面グラウンド上にある場合の緑被率を何%捉えるのか、芝の中に疎林のようなものが混じっている、例えば、軽井沢の高原的な雰囲気を緑被と捉えるのか。草本と木本の割合等で、創出する緑化のイメージのようなものは変わってくると思う。ゴール地点はどういう緑化かというのをイメージする中で草本類をベースに何%などその都度変わってもいいと思うが、事業ごとにテーマを持って、事業者や市民がこういうことを緑被と考えているということをきちんと認識しておいて欲しい。もう一つ、緑視率という言葉も出てきているが、これはぱっと見た場合の人間が何となく緑と捉えている感覚という意味の言葉なのか。

事務局 そのとおりである。

篠原会長 そういう細かい部分は、熊本市で採用するのか。

事務局 緑被率や緑視率は採用予定である。ただし、緑視率については明確な基準等がない。熊本市には「森の都推進部」という部署があり、そこで緑の基本計画を定めているので、そのような部署とも連携しながら判断していきたい。井野委員から貴重な御意見をいただいたので、今後とも検討して参りたい。

篠原会長 森の都推進部と協議して、齟齬がないようにして欲しい。

柳田委員 17ページの風害の部分でお尋ねしたい。大規模建築物で風害を参考項目に追加するということであるが、風害の評価はどのように行うのかを教えていただきたい。何か数値があるのであれば、その評価の方法を御説明願いたい。

事務局 具体的な評価の手法については、次の議題で御説明させていただく予定である。その御説明を踏まえた上で、御不明な点等があれば追加で回答させていただきたい。

笠原委員 先程の緑の部分に関連して、緑被率や緑視率では、回復や育成も求めるということか。その際には、決めた基準までの回復育成を求めるという認識で良いか。事業を行うことによって失われるものを、その事業を踏まえた上の基準を設け、そこまでの回復、育成ということなのか。

事務局 県の技術指針をベースにすると、評価の基準は、国又は地方公共団体の施策を目標として、事業者が基準を設定する。確実に緑が減る事業も当然あるが、事業者がその事業を成立させつつ、実行可能な範囲の目標を立てる。その評価基準が妥当であるか、明確な基準はない。環境影響評価審査会を通して、その事業を成立させつつ緑化ができる場所があるのであれば実行可能な対応を求めるというような専門家の御意見を踏まえて事業者自ら評価基準を設定する。例えば、絶対8割は回復させなさい、5割は回復させなさいというような数値の基準はないので、ケースバイケースで御意見をいただくことになる。

笠原委員 それは、市が特に基準を作る訳ではなく、事業主の判断に任せるということか。

事務局 ご認識の通りである。評価の基準は色々な考え方を持って、まずは事業者が提案をする。そして環境影響評価の予測をして、こういう方法で評価をするという設計図を作る。その内容を環境影響評価審査会で審議いただき、その評価の考え方は甘いなどの意見があれば、プラスアルファを求めるなど、アセスの設計図を方法書手続の中で作るということになる。

笠原委員 了解した。何らかの市の基準もあった方がいいと思うが、確かに事業によって全然違うので難しいとも思う。もう一つ質問したい。資料5-1の18ページと19ページで、両方とも今の時点ではイメージだと思うが、例えば、18ページでは廃棄物が参考項目に設定されているのに対して、19ページで設定されていない理由は何か。

事務局 19ページの複合事業では、あらかじめマトリクス表を作るというものではなく、それぞれの事業が出てきた時の参考例である。例えば、この表は、住宅団地とスポーツ施設を組み合わせた時にどのような項目の環境影響評価を行うかという事例を一例としてお示ししているものになる。これについても、事業者がどういう複合事業をするかによって、どの参考項目を選ぶかが変わってくる。

笠原委員 集客数などによって、事業主が決めるということか。

事務局 基本的には、複合事業は面事業を対象にするが、具体的な建物の計画があれば、廃棄物についても追加で事業者が環境影響評価を行うということもあり得るし、審査会の中で項目の追加を求めるということもあり得る。

笠原委員 もう一つは複合事業に関して、パブリックコメントでも出ていたと思うが、例えば、複数の事業主が少し時期をずらしたときには、それが複合一体化した事業であるかどうかというのは、どのように判断されるのか。事業主も事業も異なり、開始時期も異なるが、同じエリアでやるときに、それが一体化した複合事業であるかをどう判断するのか。先に出した事業よりも後に出した事業の方が、例

えば、アセスは厳しくなってきたりするということか。

事務局 複合事業の要件に関しては、第2回検討委員会の際に、3つ掲げさせていただいており、事業の近接性、実施時期、事業の実施主体で判断する。事業者が同一、あるいは親子会社までの事業主である場合にはアセスを求めるが、事業者が異なるとなった場合には、実務上アセスを求めるのは難しいと考えている。

笠原委員 同じエリアでもそれは複合とは認めないということか。

事務局 御認識のとおりである。

笠原委員 了解した。

鳥居委員 2点教えていただきたい。資料5-1の21ページに熊本市では悪臭相談が44件あるということであるが、これはどんな苦情なのか。実例をお願いしたい。

事務局 実例としては、畜産関係からの臭いの苦情がほとんどである。

鳥居委員 悪臭を参考項目に設定している熊本県の対象事業が示されているが、熊本市としてはどの対象事業に設定するつもりなのか。

事務局 工場・事業場に「悪臭」を追加する。例えば、バイオ発酵してエネルギーに変えるような施設等の事業場も想定されるため、そういった事業からの悪臭に関して、環境影響評価を求める必要性はあると考えている。

鳥居委員 熊本市も当然のことながら、下水処理場の消化ガスによる発電はしっかりされている。あるいは下水汚泥についても、そのままペレット化して燃料にし、県外の火力発電所に入れており、施設そのものの悪臭というのは出ないはずである。小規模の企業様がやるメタン発酵にしても、嫌気性メタン発酵なので、臭いが出てくること自体が本末転倒である。先程言われた畜産関係に関しては必要だと思うが、その他に熊本市はどれを対象に悪臭を追加するのかというのが気になった。

事務局 色々と想定される場合はあるかと思うが、御指摘のように悪臭の項目に関しては対策されているので、省略するというパターンは考えられる。事業の内容によっては、悪臭が発生することも想定されるため、まずは、工場・事業場については、悪臭を基本の項目として設定した上で、環境影響評価を求めていきたいと考えている。

篠原会長 熊本県では、畜産に対して「悪臭」を参考項目に設定しているのか。

事務局 参考項目に設定されている。

篠原会長 熊本県では、工場・事業場の参考項目として「悪臭」は設定されていないのか。

事務局 工場・事業場には設定されていない。熊本県では、21ページ中央の表の右側に記載している対象事業に設定されている。本市では、これらに加え、工場・事業場を対象に参考項目に設定したいと考えている。

篠原会長 鳥居委員から対象となるものがあるのかという現実的な話が出た。可能性があるから悪臭の項目を入れたということだが、その可能性は何かということを明確にしておかないといけない。

事務局 過去にバイオマス関係の廃棄物処理施設で、臭いに関して生活環境調査を求めている事例もあるので、そういう観点から「悪臭」を設定する必要性はあると考えている。

篠原会長 熊本県の処分場等に悪臭は入っているのではないか。

事務局 廃棄物の焼却施設や最終処分場には設定されている。ただし、これらに該当しない場合も想定されるので、工場・事業場の参考項目に「悪臭」を設定する予定である。

篠原会長 あらかじめ何か具体的な想定がある訳ではないようであるが、参考項目に設定されていないことで困ることがあるのか。本来はこういう事例があるので、参考項目に設定するという説明になるはずである。

事務局 悪臭対策をきちんとできていない場合は、事業を開始できないだろうということもある。しかし、事務局としてはあらかじめ参考項目に設定しておくことで、何かが起こった場合に、審査会専門家から意見が伺えると考えている。これまでの公害苦情の状況を踏まえて参考項目に設定するものであり、具体的な事例を想定しているものではない。

篠原会長 了解した。

鳥居委員 同資料の23ページや24ページに記載されている「温室効果ガス」に関して、ここで言われている「温室効果ガス」というのは全部の温室効果ガスを指すのか。

事務局 基本的にはCO₂を対象としている。事業の内容によっては、メタンの評価を求めることが想定

している。

鳥居委員 24ページに火力発電所、廃棄物焼却施設、工場・事業場、豚房施設と載っているが、熊本市には、最先端の発電効率を有し、日本でもトップレベルの環境工場がある。それでももっと発生抑制が必要となると、日本の全部の施設が対象になる。どういうことを求めて、温室効果ガスと言っているのか。

事務局 温室効果ガスについては、可能な範囲で事業者にできる限り発生抑制を求めるものである。温室効果ガスの参考項目では、環境への負の影響を回避・低減することを目的とするため、発電所のようにエネルギーをつくり、温室効果ガスの削減に資するようなものは、別の観点から評価したいと考えている。

鳥居委員 廃棄物焼却施設というのは民間のものを含むのか。

事務局 この場合は官民どちらも含まれるので、熊本市が環境工場を新たにつくる場合も、廃棄物焼却施設には該当する。

鳥居委員 公的機関の廃棄物焼却施設が今後つくられる場合には高いハードルの要求水準書を作るので、そこに壁を設ける必要はないのではないか。やはり民間が何かする場合の排ガスについて、チェックするというものではないのか。

事務局 市が施設を整備する時には、アセス以外でも十分にチェックされると思うが、アセスの中でも、温室効果ガスだけではなく、様々な環境影響に関する項目を見ていくことになる。

篠原会長 温室効果ガスというのはCO₂だけではなく、メタンやフロンもあるので、そういう工場・事業場は関係してくるが、将来、何が関係してくるか分からないので、事前に設定しておくということであろう。アセスはどちらかと言うと、前広にして、色々なことになるべくチェックしていくというものである。決め打ちして少なくしていると見逃してしまうことがあるため、前広に色々入れた方が良いと私は理解している。

張委員 16ページの「風害」のところで、参考項目として供用時に設定するとある。風害は下にも定義が書いてあるが、供用時ならば既に建築物はできているので、建物の形状調整等はできない。供用時に設定する理由は何か、簡単に教えていただきたい。

事務局 事業の計画段階で「供用時」にどういった影響が想定し得るかを検討するという意味である。出来上がった後にどうするかということではなく、事業の計画段階でこういった建物ができたら、こ

ういう風害が生じる可能性があるので、そこを回避・低減するにはどうすれば良いかということを検討していくことになる。

張委員 了解した。

川越委員 7ページの供用時の表の6番が、ここだけ廃棄物焼却施設と書いてあるが、これは間違いか。他は全部、最終処分場等と書いてある。

事務局 ここは、あえて廃棄物焼却施設と記載している。交通量が大きく増加するものを対象と考えており、そういう観点から「最終処分場等」ではなく「廃棄物焼却施設」という表現をしている。

川越委員 全ての表において、この6番だけが異なるということか。

事務局 そのとおりである。

川越委員 最終処分場等、廃棄物焼却施設、終末処理場という言葉の違いは何か。

事務局 県の技術指針別表を踏まえて記載しており、最終処分場等には最終処分場と廃棄物焼却施設が該当する。しかし、地域交通に関しては、交通量の増加が見込まれる廃棄物焼却施設のアセスでのみ必要と考えている。終末処理場は下水道の終末処理場である。

川越委員 この地域交通は、要するに埋立地ではなく廃棄物焼却施設のみを対象にするという意味か。

事務局 そのとおりである。

川越委員 了解した。次に緑に関して、さいたま市や川崎市はで、埋立等も含めて○や△を書いているが、熊本市の考え方は違うのか。11ページの公有水面埋立等という言葉の意味もよく分からない。例えば、さいたま市は特性に応じてということであるが、最終処分場でも△をつけている。川崎市は、埋立・干拓等でも緑に関して○をつけているが、熊本市は参考項目には入れないのか。あくまで都市において緑の量・質で考えているので、川崎市やさいたま市とは考え方が違うということか。

事務局 参考項目を設定することによって、事業者に影響評価を求めるというものになるので、熊本市の考え方として、何らかの大前提が必要だと考える。10ページ下に記載しているように、熊本市では森の都を推進した政策を進めているので、まずは生活環境に近い都市部の地域における緑を評価対象にしたいと考えている。埋立・干拓が行われる事業に対して、緑に関して何らかを事業者に求めたい時には、行政や審査会で個別に判断していきたいと考えている。

川越委員 11ページの表で、熊本市の対象事業の6番の最終処分場や7番の公有水面埋立等については、さいたま市や川崎市は参考項目に設定しているが、熊本市は設定しないということで良いか。

事務局 そのとおりである。

川越委員 要は都市地域の方でやれば良いという考え方だということか。

事務局 そういうことを大前提としたい。あとは個別で判断していきたい。

川越委員 私は、そこについては入れなくてよいのかと思う部分はある。最後の確認事項だが、地下水に関する参考項目があちこちに出てくる。例えば、4ページの水環境の中に、水象と水質があり、それとは別に地下水がある。この地下水の中に、水位・流向等とあるが、水質に関しては、「等」に含まれていると考えて良いのか。

事務局 こちらの表は参考項目の表であり、記載できる文言が限られているために、「等」を用いた表現になっている。技術手法においては、参考項目の表と参考手法の表をセットで用いることになる。この中に、水環境、地下水水位・流向等の詳細な項目が記載されている。

川越委員 そこに水質あるいは水量という項目があるのか。

事務局 そのとおりである。

川越委員 了解した。

【環境影響評価の参考手法について】

篠原会長 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 資料6をもとに説明。

篠原会長 意見があればお願いしたい。

高宮委員 8ページの下の部分の緑被率や現存植生状況が事業者に対して新たな負担にならない点は理解できる。9ページ以下の質について、グリーンインフラ機能の促進や良好に生育している樹種、多様な緑の回復、立地環境に応じた緑化樹種の選定は大変な作業だと思うがどうか。

事務局 緑の質の保全措置では、現存植生から確認されている原生林に近いものがあれば回避していくだけが、緩衝となるような樹種を植えることで現存植生の原生林付近を保全したり、重要な植物が確認される場合はその他の緩衝を設けたりと、良好に生育している樹種と併せた緑の回復、保全措置というものが考えられる。また、立地環境に応じた緑化樹種の選定ということで、例えば、都市部で緑化するにあたり、雨が降らない、根張りが悪い、生育が良くないもの等を選んだ場合は緑化が続かない等ということがある。将来的にも緑化が続いていくことを担保するために適した樹種を選定することが質の保全措置になるとを考えている。こういったことをしっかりと考えていただき、例えば外来種で根付きが良いものを増やすというようなものを安易に選ぶような単に緑を増やすものではなく、地域の生態系も踏まえて、都市部であれば環境も踏まえて、適したものを選んでいただくという意味合いである。

高宮委員 進めていただくのは非常にありがたいことだが、事業者にとっても大変だと思うので、詳細に記載してしまうという点が心配である。

笠原委員 在来種等をメインに考えて、その後に生存率や安定した緑があるか等を質として見ているということか。

事務局 基本的に、喪失するようなケースであれば在来種をメインにすることになる。しかし、急勾配の法面等の緑化では、在来種を用いた緑化を行うと法面の安定化が全く進まないことがあるため、早期に法面を緑化する場合は外来種と在来種をミックスするケースもある。基本的な考え方としては在来種を用いた緑化を行うがその地域の環境を踏まえて安全を確保するために、早期緑化が必要なものは外来種も植え付けるなど、地域に応じたものを考えていただくことが重要かと思う。

笠原委員 了解した。

【ポジティブアセスメントについて】

篠原会長 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 資料7をもとに説明。(7ページまで)

事務局 時間が差し迫っているが、このまま続けるかどうか相談させていただきたい。

8ページ以降は、各自治体における導入状況、またポジティブアセスメントの事例等を記載しているものである。ポジティブアセスメントとは、ネガティブチェックではなく、より良い事業にするために、事業者に対して求めるもので、市から勧告・指導等をするものではなく、インセンティブを与える

ものでもない。7ページに記載のとおり、ポジティブアセスメントを取り入れることにより、事業実施による環境へのプラスの影響を積極的に本市として評価することで、従来の環境アセスメントの概念をより良いものへと変えていきたいという、ポジティブアセスメントの理念的なことの御報告である。そのため、資料8ページ以降については、事務局に御連絡いただければその都度説明させていただく。委員の方々からいただいた意見については、次回の検討委員会にてを報告するということですか。

篠原会長 今説明があったように、これは理念の話で、理念として我々が理解するために作ってある資料であるので、提案のあった方法で問題ないと私は思っている。こういう概念を皆さんで理解するということで良いと思う。

事務局 制度の理念を御理解いただいた上で、追加した方がよい内容等のアドバイスをいただきたい。特に横浜市の埋立地や緑等についての評価事例もあるので、資料を御覧いただきたい。

篠原会長 今、御説明いただいたような手続の仕方で進めて、問題があれば、次回に議論するということでおろしいか。それでは、本日予定していた検討会の審議は全て終了したので、あとは事務局にお返しする。

○ 閉会

事務局 本日の審議は議事録要旨を作成し、後日、委員にご確認をいただきたい。第5回検討委員会を令和7年2月下旬に予定している。開催通知は、別途送付する。これをもって令和6年度第4回検討委員会を閉会する。